

# 島根県報

令和8年3月31日（火）

号外第43号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	3
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	（     ”     ）	4
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	（     ”     ）	6
島根県スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則	（スポーツ振興課）	12

### 【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	（総 務 課）	12
島根県公文書管理規程の一部改正	（     ”     ）	14

## 公布された条例等のあらまし

### ◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第33号）

#### 1 規則の概要

- (1) 令和8年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

#### ア 医療法に基づく次の権限

- (ア) オンライン診療受診施設の設置の届出の受理
- (イ) オンライン診療受診施設の休止又は再開の届出の受理
- (ウ) オンライン診療受診施設の廃止又は同施設の開設者の死亡若しくは失踪の届出の受理
- (エ) 診療所の地域外来医療の提供に関する意向等の届出の受理
- (オ) (エ)の届出をした者のうち、地域外来医療の提供をしない意向を示し、かつ、当該提供をしない理由等がやむを得ないと認められない者に対する当該提供の要請

#### イ 医療法施行令に基づく次の権限

オンライン診療受診施設の設置届出事項の変更の届出の受理

#### ウ 島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づく次の権限

積替え保管施設の設置又は所在地の変更に係る現地調査を行うこと又は必要な措置をとるよう指導すること。

#### エ 河川法施行令に基づく次の権限

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為を許可すること。

- (3) その他規定の整理

#### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第34号）

#### 1 規則の概要

- (1) 令和8年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 河川法施行令の規定により、河川区域内の土地に捨て、又は放置することを禁止するものの指定等を行う事務は、部長が専決することができる事項とすることとした。（別表第2関係）
- (3) 法令改正等に伴う所要の改正

#### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第35号）

#### 1 規則の概要

- (1) 令和8年度組織改正を次のように行うこととした。

#### ア 本庁

部	課等	改正の概要
島根かみあり国スポ・全スポ局		「島根かみあり国スポ・全スポ局」を設置
	総務企画課	環境生活部から移管した「島根かみあり国スポ・全スポ準備室」を改組し、「総務企画課」、「競技運営課」及び「施設調整課」に再編
	競技運営課	
	施設調整課	
	スポーツ振興課	環境生活部から移管

		「全スポ・パラスポーツ振興室」を設置
防災部	原子力安全対策課	「原子力立地対策室」を廃止
健康福祉部	薬事衛生課	「獣医衛生管理室」を設置

## イ 地方機関

部	事務所等	改正の概要
農林水産部	東部家畜保健衛生所	「松江家畜保健衛生所」及び「出雲家畜保健衛生所」を改組し、「東部家畜保健衛生所」を設置

(2) その他所要の改正

## 2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則（規則第36号）

## 1 規則の概要

令和8年度組織改正に伴う規定の整備（第5条関係）

## 2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

**規 則**

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第33号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部2の項第2号中「第57条の9」を「第57条の16」に改め、同部22の項第25号中「第48条の29の5」を「第48条の29の6」に改め、同部中48の項を削り、47の項を48の項とし、30の項から46の項までを1項ずつ繰り下げ、29の項の次に次の1項を加える。

30 河川法施行令（昭和40年政令第14号）	(1) 第16条の8第1項の規定により、河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為を許可すること。
------------------------	---

別表保健所の部1の項第4号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、「開設届」の次に「及び同条第2項によるオンライン診療受診施設の設置届」を加え、同項第5号中「又は助産所」を「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同項第6号中「又は助産所」を「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、「開設者」の次に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「失そう」を「失踪」に改め、同項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 第30条の18の6第3項の規定による診療所の地域外来医療の提供に関する意向等の届出の受理及び同条第6項の規定による届出者等への地域外来医療の提供の要請

別表保健所の部2の項第1号中「開設届出事項の変更届」の次に「並びに同条第4項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届出事項の変更届」を加え、同部38の項第1号中「第2号」の次に「及び第3号」を加え、同項第4号中「第2号」の次に「及び第3号」を加え、「及び第17条第1項」を「並びに第17条第1項」に改め、同部58の項第1号から第16号まで、第23号及び第24号並びに同部59の項中「こと。」を「こと（松江保健所に限る。）」に改め、同部60の項中

第22号を第28号とし、同項第21号中「又は特定動物」を削り、同号を同項第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

(27) 第21条第2項の規定により、特定動物による事故等を調査し、必要な措置を執ることを命じることを（松江保健所に限る。）。

別表保健所の部60の項第20号中「又は特定動物」を削り、同号を同項第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 第21条第1項の規定により、特定動物による事故等の届出を受理すること（松江保健所に限る。）。

別表保健所の部60の項第19号中「第20条各項」を「第20条第1項」に改め、「こと。」を「こと（松江保健所に限る。）。」に改め、同号を同項第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 第20条第2項、第3項又は第4項の規定により、必要な措置を執るべきことを命ずること。

別表保健所の部60の項中第18号を第21号とし、同項第17号中「し、収容し、又は処分」を削り、同号を同項第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 第18条第4項の規定により、特定動物を収容し、又は処分すること（松江保健所に限る。）。

別表保健所の部60の項中第16号を第18号とし、第13号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、同項第12号中「より、」の次に「同条第1項及び第2項本文に規定する場合にあって、」を、「こと」の次に「（松江保健所に限る。）」を加え、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 第16条第5項の規定により、同条第4項に規定する場合にあって、動物を譲渡するように努めること。

別表保健所の部60の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、「こと」の次に「（松江保健所に限る。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(10) 第16条第4項の規定により、犬、猫その他の動物を処分し、又は譲渡すること。

別表児童相談所の部2の項第3号中「第33条」を「第32条」に改める。

別表産業技術センターの部1の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表県土整備事務所の部3の項第25号中「第48条の29の5」を「第48条の29の6」に改め、同部中38の項を削り、37の項を38の項とし、14の項から36の項までの項を1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次の1項を加える。

14 河川法施行令	(1) 第16条の8第1項の規定により、河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為を許可すること。
-----------	---

別表県土整備事務所の部51の項第1号中「第57条の9」を「第57条の16」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

---

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第34号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6号知事決裁事項の欄の(2)を削り、同号局長等専決事項の欄の(5)及び(6)を削り、同欄中(7)を(5)とし、(8)を(6)とし、同表第7号知事決裁事項の欄の(1)中「受託者を解任する」を「公益信託の認可を取り消す」に改め、同号局長等専決事項の欄の(1)中「引受けを許可」を「認可を」に改め、同欄の(2)中「受託者の辞任を許可」を「公益信託の変更等の認可を」に改め、同欄の(3)中「新受託者又は信託管理人を選任」を「公益信託の併合又は信託の分割の認可を」に改め、同欄の(4)中「受託者の信託財産の取得を許可」を「公益信託を継続するための目的の変更の認可を」に改め、同欄の(5)中「終了した公益信託の財産の処分を許可する」を「公益信託に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告し、又は勧告に係る

措置をとるべきことを命ずる」に改め、同欄に次のように加える。

(6) 旧公益信託の公益信託への移行の認可をすること。

別表第2総務部の表税務課の項第3号部長専決事項の欄の(2)及び(3)中「の種別割」を削る。

別表第2環境生活部の表自然環境課の項第3号部長専決事項の欄の(1)中「第3項」を「第5項」に改め、同欄の(2)中「第6条の2第1項」を「第6条の3第1項」に改める。

別表第2健康福祉部の表医療政策課の項第1号知事決裁事項の欄の(1)中「又は」の次に「その開設者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、」を加え、同号部長専決事項の欄中(10)を(12)とし、(9)を(11)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第30条の18の6第9項の規定により、診療所の開設者又は管理者に対し、同条第1項の指定を受けた区域における地域外来医療の提供をすべきことを勧告すること。

(10) 法第30条の18の6第10項の規定により、診療所の開設者又は管理者が勧告に従わなかったときにその旨を公表すること。

別表第2健康福祉部の表健康推進課の項第5号部長専決事項の欄の(1)中「第25条の8第2項」を「第32条第2項」に改め、「特定施設」の次に「等」を加える。

別表第2農林水産部の表沿岸漁業振興課の項第4号事務の種類欄中「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令」を「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第1項第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同欄の(2)中、「第1項第4号」を「第2条第1項第4号」に、「特定第一種水産動植物等取扱事業者」を「地域特定第一種水産動植物等取扱事業者」に改め、同欄の(3)中「第1項第5号」を「第2条第1項第5号」に改め、同欄に次のように加える。

(4) 政令第2条第1項第6号の規定により、地域特定第一種第2号水産動植物採捕事業者に対し必要な措置を講ずべき旨を勧告し、又は当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第2土木部の表河川課の項第1号事務の種類欄中「法律第167号」の次に「、河川法施行令（昭和40年政令第14号）」を加え、同号部長専決事項の欄の(24)を(26)とし、(23)の次に次のように加える。

(24) 施行令第16条の4第1項第2号イの規定により、河川区域内の土地に捨て、又は放置することを禁止するものを指定すること。

(25) 施行令第16条の4第1項第3号の規定により、自動車その他のものを入れることを禁止する河川区域内の土地の区域を指定し、及び当該区域に入れることを禁止するものを指定すること。

別表第5保健所の項第19号地方機関の長専決事項の欄中「こと」の次に「（松江保健所に限る。）」を加え、同表支庁及び農林水産振興センターの項第29号事務の種類欄中「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令」を「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第1項第1号」を「第2条第1項第1号」に、「特定第一種水産動植物」を「特定第一種第1号水産動植物」に改め、同欄の(2)中「第1項第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同欄の(3)中「第1項第6号」を「第2条第1項第7号」に、「特定第一種水産動植物等取扱事業者」を「地域特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは地域特定第一種第2号水産動植物採捕事業者」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県事務決裁規則別表第2の総務部の表税務課の項の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(この規則の規定の失効)

- 3 この規則中別表第2 総務部の表税務課の項第3号部長専決事項の欄の(2)及び(3)の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)が令和8年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第35号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成18年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第10条中「土木部」を「土木部  
島根かみあり国スポ・全スポ局」に改める。

第12条第1項の表環境生活部の項中「、スポーツ振興課、島根かみあり国スポ・全スポ準備室」を削り、同表土木部の項の次に次のように加える。

島根かみあり国スポ ・全スポ局	総務企画課、競技運営課、施設調整課、スポーツ振興課
--------------------	---------------------------

第12条第5項の表原子力安全対策課の項中「、原子力立地対策室」を削り、同表中スポーツ振興課の項を削り、高齢者福祉課の項の次に次のように加える。

薬事衛生課	獣医衛生管理室
-------	---------

第12条第5項の表に次のように加える。

スポーツ振興課	全スポ・パラスポーツ振興室、競技力向上推進室
---------	------------------------

第12条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

- 7 地域福祉課石見指導監査室は、浜田市に置く。

- 8 薬事衛生課獣医衛生管理室は、出雲市に置く。

第13条第2項の表土木部の項の次に次のように加える。

島根かみあり国スポ ・全スポ局	総務企画課
--------------------	-------

第14条第1項の表総務部の部総務課の項第10号中「公益社団法人」を「公益法人」に改め、「公益財団法人、」を削り、「知事が所管する特例民法法人に係る」を「公益信託に係る事務の」に改め、同部人事課の項中第29号を削り、第28号を第29号とし、第27号を第28号とし、第24号から第26号までを削り、第23号を第27号とし、第20号から第22号までを4号ずつ繰り下げ、同項第19号中「こと」の次に「(行政改革推進室)」を加え、同号を同項第23号とし、同項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (18) 職員被服等の貸与に関すること。
- (19) ライフプランに関すること。
- (20) コラム南青山の底地に関すること。
- (21) 職員の勤労者財産形成貯蓄に関すること。
- (22) 外部監査に関すること(行政改革推進室)。

第14条第1項の表総務部の部総務事務センターの項第1号中「集中処理化」を「集中処理」に改め、同表防災部の部原子力安全対策課の項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 電源立地対策に関すること。

第14条第1項の表環境生活部の部スポーツ振興課の項及び島根かみあり国スポ・全スポ準備室の項を削り、同表健康福祉部の部薬事衛生課の項中第15号から第17号までを削り、第18号を第15号とし、第19号から第24号までを3号ずつ繰り上げ、同項に次の3号を加える。

- (2) 化製場等に関する事（獣医衛生管理室）。
- (23) 狂犬病予防及び犬による危害の防止に関する事（獣医衛生管理室）。
- (24) 動物の愛護及び管理に関する事（獣医衛生管理室）。

第14条第1項の表農林水産部の部農村整備課の項第9号を削り、同部農地整備課の項第4号中「土地災害警戒区域等」を「土砂災害警戒区域等」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 海岸保全区域の指定、管理等に関する事（農地に係るものに限る。）。

第14条第1項の表農林水産部の部水産課の項に次の2号を加える。

- (19) 漁業共済に関する事。
- (20) 港勢調査に関する事。

第14条第1項の表農林水産部の部沿岸漁業振興課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同表商工労働部の部雇用政策課の項第11号中「高等技術校」を「公共職業能力開発施設」に改め、同表土木部の部の次に次のように加える。

島根かみあり国スポ・全スポ局

#### 総務企画課

- (1) 第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の総合企画及び総合調整に関する事。
- (2) 第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の広報活動、県民参加、募金及び企業協賛に関する事。

#### 競技運営課

- (1) 第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の競技の運営に関する事。
- (2) 第29回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事。

#### 施設調整課

- (1) 第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の施設に関する事。
- (2) 第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会に係る宿泊・衛生、医療救護、輸送・交通及び警備・消防・防災に関する事。
- (3) 第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の式典に関する事。

#### スポーツ振興課

- (1) スポーツ振興の企画及び総合調整に関する事（教育委員会の所管に属するものを除く。次号及び第7号において同じ。）。
- (2) 生涯スポーツの振興に関する事。
- (3) 武道施設、体育施設及びはつらつ体育館に関する事。
- (4) 公益財団法人島根県スポーツ協会の業務運営の指導に関する事。
- (5) 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会の業務運営の指導に関する事。
- (6) 障がい者スポーツの振興に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）（全スポ・パラスポーツ振興室）。
- (7) スポーツの競技力向上に関する事（競技力向上推進室）。

第14条第1項の表出納局の部会計課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関する事。

第14条第1項の表出納局の部会計課の項に次の2号を加える。

- (7) 会計事務の指導及び監察に関すること。  
 (8) 会計検査に関すること。

第14条第1項の表出納局の部審査指導課の項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第9号までを3号ずつ繰り上げ、同項第10号中「決算」を「決算調製」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第11号を第8号とし、第12号を第9号とする。

「武道施設

第17条の表環境生活部の主管に属する機関の部中 体育施設 を削り、同表に次のように加える。

はつらつ体育館」

島根かみあり国スポ・全スポ局の主管に属する機関

武道施設

体育施設

はつらつ体育館

第21条第2項の表農林水産局の部総務企画部の項中「、総合振興スタッフ」を削る。

第22条第2項の表西部県民センターの部石見地域振興部（地域・商工・観光）の項中「商工観光課」を「商工振興課」に改め、同条第6項の表事務所の項第8号中「の種別割」を削る。

第33条の2から第33条の4までを削る。

第36条第3項の表出雲保健所の部環境衛生部の項中「、動物管理課」を削り、同条第4項の表環境衛生部の項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

第46条第2項の表東部農林水産振興センターの部中

「

松江家畜衛生部	家畜衛生課	を
出雲家畜衛生部	家畜衛生課、防疫調整スタッフ	

」

「

東部家畜衛生部	松江家畜衛生課、出雲家畜衛生課、防疫調整スタッフ	に改める。
---------	--------------------------	-------

」

第46条第3項の表中

「

東部農林水産振興センター —松江家畜衛生部	松江市	松江市、安来市、隠岐郡
東部農林水産振興センター —出雲家畜衛生部	出雲市	出雲市、雲南市、仁多郡、飯石郡

」

を

「

東部農林水産振興センター —東部家畜衛生部	出雲市	松江市、出雲市、安来市、雲南市、仁多郡、飯石郡、隠岐郡
--------------------------	-----	-----------------------------

」

に改める。

第47条第3項の表総務企画部の項中「、スマート農業スタッフ」を削る。

第52条第1項の表中

「

松江家畜保健衛生所	松江市	松江市、安来市、隠岐郡	東部農林水産振興センター
出雲家畜保健衛生所	出雲市	出雲市、雲南市、仁多郡、飯石郡	

」

を

「

東部家畜保健衛生所	出雲市	松江市、出雲市、安来市、雲南市、仁多郡、飯石郡、隠岐郡	東部農林水産振興センター
-----------	-----	-----------------------------	--------------

」

に改める。

第52条第2項の表中

「

松江家畜保健衛生所	家畜衛生課
出雲家畜保健衛生所	家畜衛生課、防疫調整スタッフ

」

を

「

東部家畜保健衛生所	松江家畜衛生課、出雲家畜衛生課、防疫調整スタッフ
-----------	--------------------------

」

に改め、同表益田家畜保健衛生所の項中「家畜衛生課」の次に「、防疫調整スタッフ」を加える。

第52条第3項の表中

「

松江家畜保健衛生所隠岐支所	隠岐郡隠岐の島町
---------------	----------

」

を

「

東部家畜保健衛生所松江支所	松江市
東部家畜保健衛生所隠岐支所	隠岐郡隠岐の島町

」

に改める。

第57条第1項及び第58条第1項中「定住・雇用情報」を「移住・雇用情報」に改める。

第61条第2項の表技術第二部の項中「生産技術科」の次に「、電子・電気技術科」を加え、同表技術第三部の項中「電子・電気技術科、情報技術・デザイン科」を「DX推進スタッフ」に改める。

第63条第2項の表西部高等技術校の項中「指導課」の次に「、訓練科再編スタッフ」を加える。

第64条第2項の表浜田県土整備事務所の部維持管理部の項中「、ダム管理第三課」を削り、同表益田県土整備事務所の部業務部の項中「用地第一課、用地第二課」を「用地課」に改め、同条第7項の表業務部の項第13号中「浜田県土整備事務所及び」を削り、同項中第14号を削り、第15号を第14号とし、同表維持管理部の項中「うち国土交通省港湾局所管に係るもの」の次に「、第19号から第21号までに規定する事務のうち第65条に規定する浜田河川総合開発事務所所管に係るもの」を加え、同表土木工務部の項中「土木工務部」の次に「（松江県土整備事務所及び出雲県土整備事務所にあつては、土木工務第一部及び土木工務第二部をいう。）」を加え、「第2号、」を削り、同表事業所の項第6号中「（」の次に

「広瀬土木事業所及び」を加える。

第65条第1項中「矢原川ダム及び波積ダムの建設」を「ダムの建設並びに御部ダム及び大長見ダムの管理」に改め、同条第3項中「矢原川ダム建設課及びダム道路課」を「ダム建設課、ダム道路課及びダム管理施設課」に改め、同条第4項第4号中「ダム」の次に「の建設」を加え、同項に次の2号を加える。

(5) ダムの管理に係る調査及び工事の執行に関すること。

(6) 洪水調節に関すること。

第67条第3項中「施設第一課及び施設第二課」を「施設課及び管路整備課」に改める。

第68条第2項中「貿易振興スタッフ」を「港湾振興スタッフ」に改める。

第68条の次に次の3条を加える。

(武道施設)

**第68条の2** 島根県立武道施設条例（昭和45年島根県条例第10号）第2条の規定により設置された武道施設の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
島根県立武道館	松江市
島根県立石見武道館	浜田市

2 武道施設の業務は、次のとおりとする。

(1) 柔道、剣道、弓道、相撲その他の武道のために施設等を使用させること。

(2) 体操その他のスポーツのために施設等を使用させること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議その他のために施設等を使用させること。

(体育施設)

**第68条の3** 島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）第2条の規定により設置された体育施設の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
水泳プール	松江市
体育館	浜田市
サッカー場	益田市

2 体育施設の業務は、次のとおりとする。

(1) 体育スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため施設等を使用させること。

(2) 前号に掲げるもののほか、会議その他のために施設等を使用させること。

(はつらつ体育館)

**第68条の4** 島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）第2条の規定により設置されたはつらつ体育館は、松江市に置く。

2 はつらつ体育館の業務は、次のとおりとする。

(1) 障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため、施設等を使用させること。

(2) 前号に掲げるもののほか、会議その他のために施設等を使用させること。

第69条第2項の表中

「  

松江保健所
-------

を  
」

「

松江保健所	に改める。
雲南保健所	

」

第70条第1項の表隠岐支庁農林水産局家畜衛生部長の項中「松江家畜衛生部長」を「東部家畜衛生部長」に改め、同表中

「

松江家畜保健衛生所長	東部農林水産振興センター松江家畜衛生部長
出雲家畜保健衛生所長	東部農林水産振興センター出雲家畜衛生部長

」

を

「

東部家畜保健衛生所長	東部農林水産振興センター東部家畜衛生部長
------------	----------------------

」

に改め、

「

松江家畜保健衛生所隠岐支所長	隠岐支庁農林水産局家畜衛生部家畜衛生スタッフ企画幹
----------------	---------------------------

」

を

「

東部家畜保健衛生所松江支所長	東部農林水産振興センター東部家畜衛生部松江家畜衛生課長
東部家畜保健衛生所隠岐支所長	隠岐支庁農林水産局家畜衛生部家畜衛生スタッフ企画幹

」

に改める。

第70条第2項の表中

「

松江家畜保健衛生所	東部農林水産振興センター松江家畜衛生部
出雲家畜保健衛生所	東部農林水産振興センター出雲家畜衛生部

」

を

「

東部家畜保健衛生所	東部農林水産振興センター東部家畜衛生部
-----------	---------------------

」

に改める。

第71条第1項の表法律によるものの部島根県スポーツ推進審議会の項を削り、同部に次のように加える。

島根県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議に関する事務	スポーツ振興課
--------------	--	---------

第71条第1項の表条例によるものの部島根県男女共同参画協議会の項中「島根県男女共同参画協議会」を「島根県男女共同参画審議会」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(この規則の規定の失効)
- 2 この規則中第22条第6項の表事務所の項第8号の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第号）が令和8年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

島根県スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第36号

島根県スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則

島根県スポーツ推進審議会規則（平成31年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「環境生活部」を「島根かみあり国スポ・全スポ局」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 島根県訓令第3号

本 庁  
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也


第15条第2項及び第17条第3項中「、職員を立ち合わせ」を削る。

別表第1知事印の項中「、スポーツ振興課長」及び「及びスポーツ振興課長」を削り、同表部（局）長印の項中「及びスポーツ振興課長」を削り、同表本庁監、課（室）長又はセンター長印の項中


「


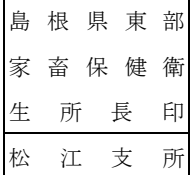
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>島 根 県 農</td></tr> <tr><td>林 水 産 部</td></tr> <tr><td>畜 産 課 長 印</td></tr> <tr><td>家 畜 病 性 鑑 定 室</td></tr> </table>	島 根 県 農	林 水 産 部	畜 産 課 長 印	家 畜 病 性 鑑 定 室	20ミリメートル 平方	畜産課家畜病性鑑定室長	を
島 根 県 農							
林 水 産 部							
畜 産 課 長 印							
家 畜 病 性 鑑 定 室							


」

 <p>島 根 県 ○ ○ 部 (局) ○○部 (局) 課長印 ○ ○ ○ ○ ○</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>各室（島根県行政組織規則第12条 第5項に規定する「室」をい う。）の長</p>		<p>に改め、同表地</p>
--	------------------------	---	--	----------------

方機関の長印の項中

 <p>島根県(立) ○○○○○ 長 印</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>各地方機関の長（隠岐支庁にあっ ては県民局長、各家畜保健衛生所 にあつては当該家畜保健衛生所を 併置する農林水産振興センター家 畜衛生部長）</p>		<p>を</p>
---	------------------------	---	--	----------

 <p>島根県(立) ○○○○○ 長 印</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>各地方機関の長（隠岐支庁にあっ ては県民局長、各家畜保健衛生所 にあつては当該家畜保健衛生所を 併置する農林水産振興センター家 畜衛生部長）</p>		<p>に、</p>
 <p>島 根 県 東 部 家 畜 保 健 衛 生 所 長 印 松 江 支 所</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>東部農林水産振興センター東部家 畜衛生部松江家畜衛生課長</p>		

 <p>島 根 県 東 部 県 民 セ ン タ ー 所 長 印 自 動 車 税 種 別 割</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>東部県民センター自動車税管理課 長</p>	<p>自動車税の種 別割の納税証 明書専用</p>	<p>を</p>
--	------------------------	------------------------------	-----------------------------------	----------

「

<table border="1"> <tr> <td>島根県東部 県民センター 一 所 長 印</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> </tr> </table>	島根県東部 県民センター 一 所 長 印	自動車税	20ミリメートル 平方	東部県民センター自動車税管理課 長	自動車税の納 税証明書専用
島根県東部 県民センター 一 所 長 印					
自動車税					

に、

」

「各農林水産振興センター家畜衛生部」の次に「、東部農林水産振興センター東部家畜衛生部松江家畜衛生課」を加え、

「

<table border="1"> <tr> <td>島根県畜産 技術セン ター 所 長 印</td> </tr> <tr> <td>しまね和牛改良科</td> </tr> </table>	島根県畜産 技術セン ター 所 長 印	しまね和牛改良科	20ミリメートル 平方	畜産技術センター育種改良・研究 部しまね和牛改良科長	
島根県畜産 技術セン ター 所 長 印					
しまね和牛改良科					

を削る。

」

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

島根県訓令第4号

本 庁  
地方機関

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第13条第1項中「政策企画局長」の次に「、島根かみあり国スポ・全スポ局長」を加える。

別表第1人権同和対策課の項の次に次のように加える。

薬事衛生課	獣医衛生管理室
-------	---------

別表第1東部農林水産振興センターの項中「松江家畜衛生部、出雲家畜衛生部」を「東部家畜衛生部」に改め、同表畜産技術センターの項中「育種改良部」を「育種改良・研究部」に改める。

別表第2の1の表環境生活部の部スポーツ振興課の項及び島根かみあり国スポ・全スポ準備室の項を削り、同表土木部の部の次に次のように加える。

島根かみあ り国スポ・ 全スポ局	総務企画課	かみあり総
	競技運営課	かみあり競
	施設調整課	かみあり施
	スポーツ振興課	スポーツ

別表第2の2の表農林水産部の部東部農林水産振興センターの項中

「  
松江家畜衛生部 | 東農松衛  
出雲家畜衛生部 | 東農出衛  
を  
」

「  
東部家畜衛生部 | 東農衛 に改める。  
」

**附 則**

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。